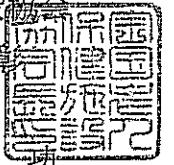




全老健第 18-343 号
平成 19 年 2 月 9 日

厚生労働省老健局振興課長
古都 賢一 殿

社団法人全国老人保健施設協会
会長 漆 原 尊
管理運営委員会
委員長 岡 田 守 功



「介護サービス情報の公表」制度に関する申し入れ書について

平素より、当協会の活動及び運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます
さて、平成 18 年 10 月 26 日付全老健第 18-241 号にて、「介護サービス情報の公表」
制度に関する申し入れをさせていただきましたが、その後、当協会ブロック各地で引き
続き同様の調査が進められており、当協会執行部に対して全国各ブロックより、再度こ
の制度の改善を強く申し入れるよう、厳しく要求されております。

今や、誠に厳しい運営を強いられている介護老人保健施設の窮状をお察しの上、「介
護サービス情報の公表」制度を早急に改善頂けるよう重ねてお願い申し上げます。

平成19年2月9日

介護サービス情報の公表制度の改善のための取組状況について

介護サービス情報の公表制度については、平成18年4月に都道府県の自治事務として施行されたところであるが、施行後の課題等を踏まえた事業運営の改善のため、国として次のような取組を行っている。

1 全国会議

- (1) 平成18年11月10日：第2回全国「介護サービス情報の公表」制度担当者会議

会議資料において、都道府県に対して、次の技術的助言を行った。

I 「介護サービス情報の公表」制度の円滑な施行について

2 制度の円滑な施行について

- (3) 事業運営の透明性の確保について

情報公表制度の事業運営に当たっては、基本的に介護事業者からの手数料を充てていることに鑑み、事業運営の透明性の確保の観点から、その運営状況について毎年度公表を行うことが望ましい。

- (5) 適切な調査事務の実施について

ア 事実確認のための調査の徹底について

情報公表制度の調査は、介護事業者が公表しようとする調査情報の事実確認のために行うものであり、介護事業者主体の情報公表、調査結果の均質性の確保等の観点から、調査内容についての良し悪しの評価、改善指導等を行わない仕組みとしているところである。

このような中で、一部、調査に当たり、被調査事業所の取組み内容に対する良し悪しの評価や指導とも受け取れる調査に対する苦情等が聞かれるので、改めて、指定調査機関、調査員等に対する情報公表制度の調査の趣旨の徹底及び指導をお願いしたい。

ウ 調査の実務における被調査事業所への配慮について

- (ア) 訪問調査員の構成について

調査事務の具体的な実施方法については、課長通知において、調査事務の円滑な実施のため、当面は調査員2名のうち1名を調査対象サービスに関する知識を予め有する者とすることが望ましい旨示しているところであるが、今後とも、円滑な調査が行われるよう、調査員の調査対象サービスに対する基礎的な知識の習熟度を踏まえた調査員の派遣に留意するとともに、調査員養成研修等の実施に当たっては、

調査員が調査対象事業所の基礎的な知識やイメージを身につけられるような工夫をお願いしたい。

(イ) 同業他社の調査員による調査に関する配慮について

同業他社の現役従業者が調査員として被調査事業所を訪問することについては、被調査事業所に抵抗感があることを踏まえて、現役の介護サービス事業所の従業者による調査の禁止や、調査員が従事する介護サービス事業所の所在地と異なる市町村での調査を担当させるなどの配慮を行っている事例がみられるので、参考にされたい。

3 調査事務等の手数料の検証等について

情報公表制度における調査事務及び情報公表事務に係る手数料については、各都道府県において議会の議決等を踏まえて設定されているところであるが、手数料の金額については、情報公表制度が新しい制度であるとともに、原則すべての事業所調査やインターネットでの情報公表を行うなど、極めて新しい仕組みを導入したことから、事業規模を適切に見込むことが困難であったことも想定されるところである。

しかしながら、平成18年3月31日老発0331012号老健局振興課長通知「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する手数料に関する手数料について」の別紙「「介護サービス情報の公表」制度における手数料に関する指針」（以下「手数料指針」という。）でも示したとおり、手数料収入により過度の剰余が生じることは適切ではないので、情報公表制度の運営実態、特に1事業所当たりの調査に要する時間、同一所在地の事業所の調査の同日実施、情報公表システムへの情報入力事務の効率化、管理・運営事務の実態等調査事務及び情報公表事務の実績について十分に検証するとともに、手数料の適正化の必要性等について検討願いたい。

5 相談、苦情等の対応について

制度施行から約7ヶ月を経過した現在においても、被調査事業所、公表情報の利用者等からの相談、苦情等が多数寄せられているものと伺っており、引き続き情報公表制度の趣旨目的や具体的内容の丁寧な説明が重要であると考えている。

相談、苦情等の対応に当たっては、相談、苦情等を的確に受け止め、対応者による差が生じることなく適切な説明、解決等が図られるよう、対応記録の整備や関係者間での必要な対応情報の共有等を適切に実施願いたい。

6 他制度との関係について

(1) 監査との関係について

ア 監査とは異なる情報公表制度の再確認について

情報公表制度は、利用者による適切な介護サービスの選択を支援するために、事業所において行われている事実情報をそのまま公表する仕組みであり、指定基準の遵守状況を確認するために行う仕組みではないので、監査と混同することなく適切に調査事務等を行うこと。

II 「介護サービス情報の公表」制度の普及啓発について

1 介護事業者に対する積極的な取組み

情報公表制度は、介護事業者に対して情報の公表を義務付けるものであることから、制度の円滑な施行に当たっては、情報公表制度の趣旨目的、具体的な仕組み、手数料の考え

方等についての介護事業者の理解を得ながら実施することが極めて重要である。

各都道府県においては、今後とも引き続き介護事業者に対する丁寧な説明を行い、理解、協力が得られるよう、積極的に普及啓発に取り組んでいただきたい。

(2) 平成19年1月15日：全国厚生労働関係部局長会議

会議資料において、都道府県に対して、次の技術的助言を行った。

9. 介護サービス情報の公表制度の適正な運用について

(1) 手数料の検証・検討

○ 情報公表制度における調査事務及び情報公表事務手数料に関する全国的な施行状況を見ると、調査事務等の効率化が予想以上に早く進んでいることなどから、現行の手数料算定時の考え方がすでに調査事務等の実態に見合わず、ひいては、介護サービス事業者からの苦情等に繋がっているのではないかとの懸念があるところである。

○ このため、昨年11月10日の第2回全国「介護サービス情報の公表」制度担当者会議等において、現時点においても可能な限り、事務の実績を十分に検証するとともに、手数料の適正化の必要性等についての検討をお願いしているところであるので、引き続き、手数料に係る条例の見直しを含めた適確な対応をお願いする。

2 普及啓発シンポジウム等

(1) 平成18年10月25日：「介護サービス情報の公表」制度に関する普及啓発シンポジウム①（東京会場）

(2) 平成18年12月6日：「介護サービス情報の公表」制度に関する普及啓発シンポジウム②（福岡会場）

(3) 平成18年12月12日：「介護サービス情報の公表」制度に関する普及啓発シンポジウム③（大阪会場）

(4) 平成18年11月4日：「介護サービス情報の公表」制度 啓発・普及セミナー（福島市）

手数料の考え方、手数料の検証・必要な見直し、評価・指導を行わない調査の考え方、仕組み等について説明した。

3 事務連絡等

(1) 平成19年12月22日：「介護サービス情報の公表」制度における手数料の取扱い等について（事務連絡）

事務連絡において、都道府県に対して、次の技術的助言を行った。

1 「調査事務等の手数料の検証等について」の趣旨の再確認について

「調査事務等の手数料の検証等について」の趣旨は、介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）施行後8ヶ月間の全国的な施行状況をみると、調査事務等の効率化が予想以上に早く進み、施行後3年間等年々の調査事務等の効率化等を踏まえた手数料算定時の考え方が、既に調査事務等の実態に見合わず、ひいては、介護サービス事業者（以下「介護事業者」という。）からの苦情等に繋がっているのではないかとの懸念があることから、現時点においても可能な限り、事務の実績を十分に検証するとともに、手数料の適正化の必要性等についての検討をお願いしたものである。また、このことは、各都道府県における手数料についての適切な検証及び手数料条例等の必要に応じた見直しが行われ、適切な対外的説明が可能となり、かつ対外的理解が得られる手数料として施行されることを求めお願いしたものである。なお、手数料の水準については、当然、各都道府県の自治事務が安定的かつ継続的に運営できない水準を求めるものではないが、過度の剰余が生じることは適切ではない旨については、検証・検討の視点として重ねてお願いする。

2 手数料指針改正素案について

手数料指針改正素案については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 調査に必要な日数について

手数料指針改正素案の2(1)ア(ア)aの「③ 調査に必要な日数」については、上記1のとおり、調査事務等の実態に見合わない場合が少なからず想定され、「2日」として特定することは適当ではないので、次のとおり改正することとする。

① 調査に必要な時間数、日数等 = B会費

介護サービス事業所等の調査は、介護サービス事業所等が予め記入した介護サービス情報等の事前把握、介護サービス事業所と勤務地（在宅を含む。）との間の旅行、介護サービス事業所の訪問調査、調査結果の確認、都道府県知事への調査結果の報告等を行うために必要な時間数、日数等合わせて、~~概ね2日間程度~~とする。

また、同一所在地にある複数の介護サービス事業所等の調査は、極力同日に行うことが望ましい。

(2) 平成19年1月29日：介護サービス情報の公表制度の適正な運用について（事務連絡）

事務連絡において、都道府県に対して、次の技術的助言を行った。

1 事業運営の透明性の確保について

情報公表制度の事業運営に当たっては、基本的に介護事業者からの手数料を充てていることに鑑み、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の理解を深めていただく観点から、その運営状況について毎年度公表を行うことが望ましい旨お示ししているところです。

その際、公表を行うことが望ましい事項等については、次のとおりと考えております。

○ 調査事務及び情報公表事務（以下「調査事務等」という。）の運営状況について、毎年度公表を行うことが望ましい事項、公表の方法等

① 事項

- ・ 毎事業年度終了後における事業報告書
- ・ 毎事業年度終了後における収支決算書
- ・ 毎事業年度終了後における貸借対照表
- ・ 毎事業年度における事業計画書
- ・ 毎事業年度における収支予算書

② 公表の方法等

(公表の責任主体)

公表の責任主体は、情報公表制度が都道府県の自治事務であることを踏まえて都道府県とする。

(公表を行う主体の単位)

公表は、調査事務手数料又は情報公表事務手数料の収入のある各主体の単位で行う等都道府県の実情に応じて行うものとする。

(公表の方法)

公表の方法は、広く一般に公表を行うことが可能な方法であることを旨とし、具体的な方法は都道府県の実情に応じて行うものとする。

2 手数料の検証、見直し等について

情報公表制度の初年度においては、手数料の水準の妥当性等について介護事業者からの疑義、意見等が多く寄せられたところですが、このことは、調査事務等の実態と手数料水準との間に乖離があることによるのではないかと伺っております。調査事務等の実態については、手数料算定時の予想以上に効率化が早く進んでいるものと考えられることから、制度施行2年目を迎えるに当たり、2年目以降の調査事務等の実態を適切に見込み運用することが極めて重要であると考えられます。

また、事業運営状況の公表等に伴って、制度施行2年目以降における手数料の水準の妥当性等についての説明は、さらに厳しく求められることとなるものと考えられます。

このようなことを踏まえるとともに、情報公表制度の円滑な運営のためには、介護事業者、利用者等関係者の理解が不可欠であることを踏まえ、現時点においても可能な限り調査事務等の実態を把握し、手数料の水準の妥当性等について検証し、現時点における一定の根拠を設定した上で、対外的にも妥当性等についての理解が得られる手数料となるよう、必要な見直し等に取り組んでいただきますよう、重ねてお願いいたします。